

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、平成○年○月○日以降、ブロック長（支店長）として、複数の店舗を統括する業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、C病院に受診し「身体表現性障害、解離性障害」と診断された。請求人によると、発病直前までの6か月間、ブロック長として会社から求められる売上げに対するプレッシャーが過大で、業務も過重であり、同月○日に顛末書を書かされ、長時間叱責を受け、翌○日の業務中、頭痛と左半身麻痺を起こすに至ったという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期については、決定書理由に説示のとおり、請求人は、平成○年○月○日頃、I C D－1 0 診断ガイドラインの「F 4 4 解離性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226号第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①長時間労働があった、②ブロック長に昇進した、③達成困難なノルマを課せられ、同ノルマを達成できなかった、④仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった、⑤上司とのトラブルがあった、⑥部下が減った、⑦上司が替わったなどを主張していることから、以下、それぞれについて検討する。

① 長時間労働があったとの主張について

監督署長は、⑧発病前1か月目の時間外労働時間について、請求人及び同僚等の申述内容と営業車両利用状況（平成○年○月○日以降、請求人らが使用する社用車にGPSが設置されており、その使用状況が記録されていた。）等の資料を踏まえ、1か月当たり34時間16分と算定し、⑨発病前2か月目ないし発病前6か月目までの時間外労働時間について、請求人の業務に繁忙期や閑散期がなく、業務量の増加も認められないことから、発病前1か月目と同様（34時間16分）と推認している（以下「監督署長の認定した労働時間」という。）。

請求人の労働時間については、平成○年○月○日に請求人がブロック長となって以降は、管理監督者であるとして、会社による出退勤等の管理がなされておらず、請求人も、勤務時間を管理している記録等はないと申述していることから、監督署長の認定した労働時間は妥当であり、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、恒常的な長時間労働は認められないと判断する。

なお、請求人は、帰宅後や休日の持ち帰り残業が反映されていないと主張している。しかし、請求人が持ち帰り残業をしていたことを裏付ける資料は平成○年○月○日のメールしか認められないところ、監督署長は同メールに係る業務時間を推認し労働時間に加算しているものであり、当審査会としては、同取扱いが妥当であると判断する。したがって、同日以外に持ち帰り残業があったことを裏付ける客観的資料は確認できないものであることから、上記請求人の主張は認められない。

② ブロック長に昇進したとの主張について

請求人は、平成○年○月にブロック長に昇進したことにより、管理する店舗が多くて大変であったと述べている。同出来事については、「自分の昇格・昇進があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」）に該当するとみて検討すると、請求人は、要旨、「以前にもブロック長を経験し、店舗での売り上げ実績を上げる能力は持っていた。能力・経験と業務内容にギャップはなかった。」と申述しており、また、Dは、要旨、「請求人がブロック長昇格を希望していた。請求人は、ブロック長の経験があり、仕事のやり方も分かっているので、困ることもなかった。」と申述している。こうした事情に鑑みると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「弱」であると判断する。

③ 達成困難なノルマを課せられ、また、同ノルマを達成できなかったとの主張について

請求人は、ノルマとして、管轄する店舗の売上や携帯の販売台数等の目標があり、達成できないノルマがあったなどと述べている。同出来事については、「達成困難なノルマが課せられた」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）及び「ノルマが達成できなかった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、Dは、要旨、「ブロック長の販売目標の数値は、管轄している店舗の合計値であり、この数値を目標に頑張ろうという趣

旨のもので、販売業の営業職としては普通のことである。」と述べており、請求人自身も、要旨、「達成できないノルマもあったが、基本給が減らされることはなかった。」と述べているところであり、当該目標の達成は、強く求められていたものとまでは認められず、ペナルティもなかったと認められることから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度はいずれも「弱」とであると判断する。

④ 仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があったとの主張について

請求人は、平成○年○月に管轄が5店舗から8店舗に増加したことにより、考えることが増えたと述べている。同出来事については、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、Dは、要旨、「単なる管轄の変更であり、請求人が4店舗を担当し、私が他の4店舗を担当した。請求人は、店舗への臨店が少なかったようで、店舗のスタッフから『月に2回ぐらいで1回の滞在期間は30分程度だった』と聞いている。」と述べており、業務負荷が特に大きかったとは認められず、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

⑤ 上司とのトラブルがあったとの主張について

請求人は、他人の本人確認書類（運転免許証の写し）を不正に入手し、無断で携帯電話契約をしたスマートフォン及び会社倉庫から持ち出したタブレットを買取業者に転売し金銭を着服したことが会社に発覚し、平成○年○月○日に会社の応接室で事情を聴かれた際、トイレにも行けず、食事もとれず、「泥棒」などと罵倒され続けたと述べている。同出来事については、「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、会社関係者は、要旨、「聴取時、請求人に対し、部屋を出ることを制限しておらず、食事休憩もトイレ休憩も取っていた。不正行為の事情聴取で休憩を入れずに聴取して問題となったことがあったので気を付けた。」と申述しており、聴取時に退室が許されなかったりトイレや食事が取れないといった状況があったとは認め難い。もっとも、Eは、要旨、「請求人に対し『ふざけんな貴様』、『金をパクっているんだろう』、『泥棒』ぐらいは言った。」と述べ、Dも、要旨、「Eは『不正を抑制する立場だろう、どう

するんだ。お金に困っていたのか。』とか、『とっただろう』ぐらいは言っていた。」と述べていることから、厳しい追及が行われたことは事実であると推認される。しかし、両発言とも、請求人の不正行為について、その内容を問いただしたり、叱責するとの意図をもって行われたものと考えることが相当であり、請求人の不正行為の内容を勘案すると、こうした厳しい言動が行われたこともやむを得ない部分があり、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

(4) 請求人が主張する出来事のうち、上記(3)の⑥及び⑦の出来事については、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、⑥の出来事は認められず、⑦の出来事の心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

(5) 上記のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が複数あるものの、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが相当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。